

群馬県精神保健福祉士会 司法ソーシャルワーク委員会

司法ソーシャルワーク はじめのいっぽ

プログラムⅠ 「ぐんま・つなごうネット」の活動

プログラムⅡ 再犯防止対策に関する活動

JUDICIAL
SOCIAL
WORK

2024年11月30日 群馬県勤労福祉センター 2階 第4会議室

司法ソーシャルワーク はじめのいっぽ

● プログラムⅠ 「ぐんま・つなごうネット」の活動

- ①特別面会 原島久美子 はばたきの家
- ②更生支援計画書 林 次郎 大島病院
- ③証人尋問 加藤木啓充 前橋保健所

● 平成28年3月12日に、4つの専門家団体である群馬県社会福祉士会、群馬県精神保健福祉士会、群馬司法書士会そして群馬弁護士会によって、ぐんま・つなごうネットの活動について申し合わせが取り交わされました。

その申し合わせに基づいて、支援の必要な方たちに対し、再犯防止と社会参加を目的として、相互に協力する活動を展開しています。
(ぐんま・つなごうネットホームページより)



司法ソーシャルワーク委員会

ミニ講座

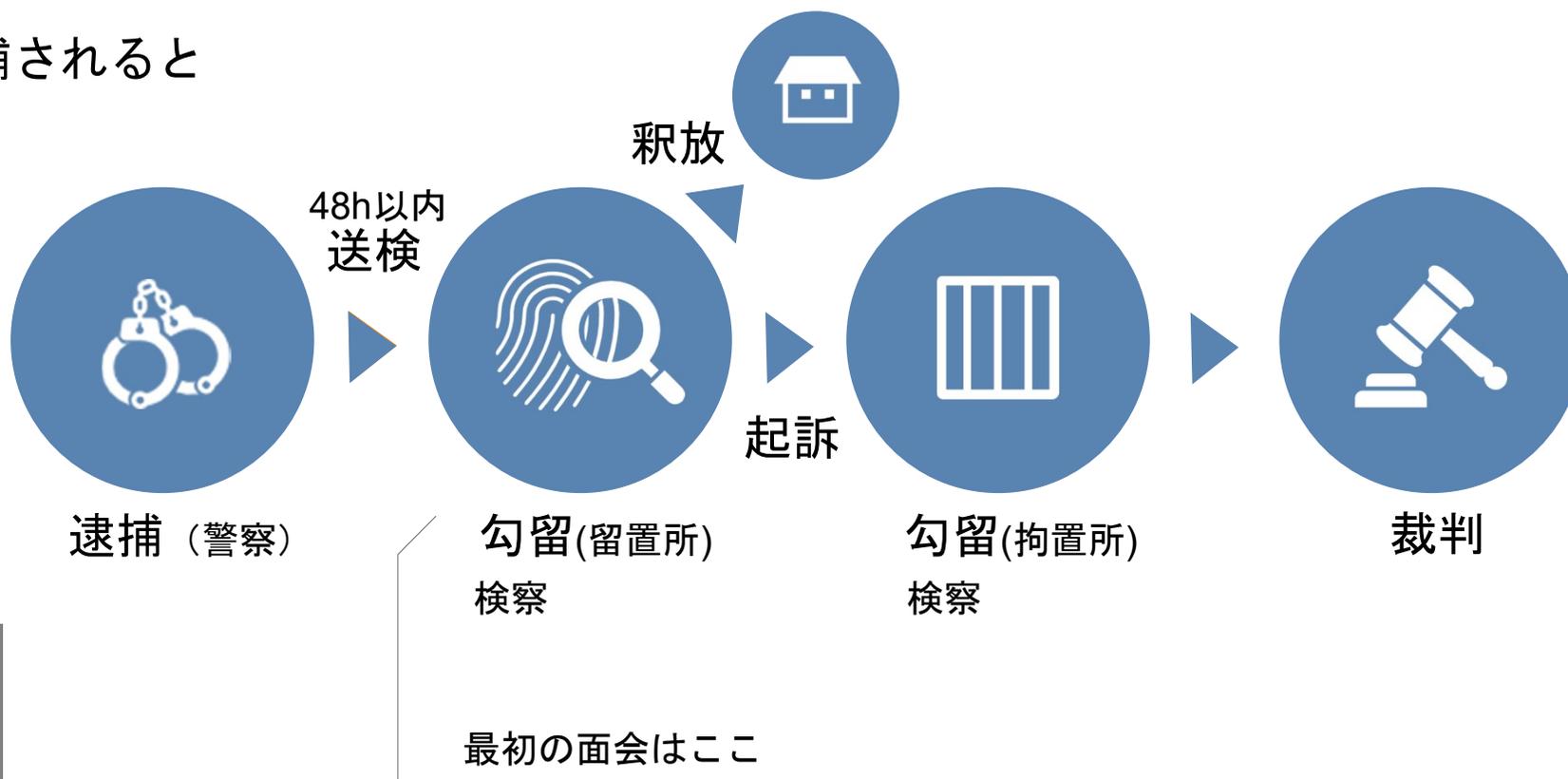
明日からできる特別面会 かも？

R6.11.30

JUDICIAL
SOCIAL
WORK

刑事事件の流れ

逮捕されると



ちよつとまとめ

段階	期間	あつかい	施設	場所
勾留	10日+ 最長10日	被疑者	留置所	警察署
起 訴				
勾留	起訴後2か月 +1月毎延長	被告人	拘置所	前橋刑務所、高崎・太田支所

面会



形態	いつから	受付	時間	人数	警察官等の立合
一般面会	勾留決定後	平日 8時頃～16時	15分	1組3名まで／日	必ず

弁護士接見

逮捕後

土日含24時間OK

無制限

—

立ち合いなし可能

特別面会



社会福祉士等が面会をする場合配慮がなされる

- ・ 弁護士さんが特別面会を調整
- ・ 1時間くらい面接OK
- ・ アクリル板越しが普通
- ・ 必要：身分証・専門職とわかるもの(職員証等)
- ・ メモ・ペン持ち込み可能
- ・ 警察官等の立ち合いを、録音・録画に変えることもできるとか

司法ソーシャルワーク委員会

ミニ講座

明日からできる更生支援計画書 かも？

R6.11.30

JUDICIAL
SOCIAL
WORK

更生支援計画書とは

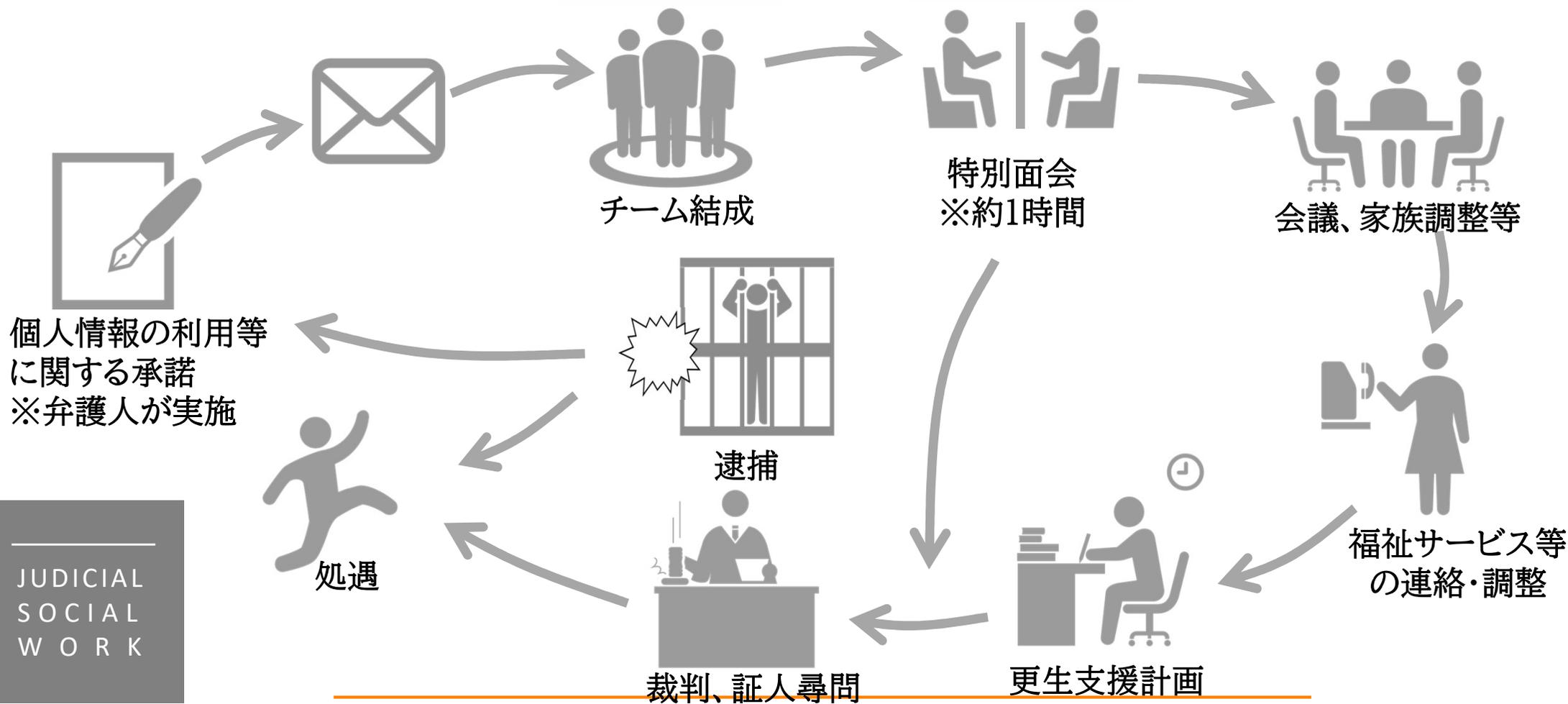
刑事事件を通じて明らかになった被疑者・被告人の障害特性や生活状況を踏まえ、支援が必要と考えられる点を整理し、社会復帰後、円滑に福祉につなぎ、必要な支援が受けられるようにするために、刑務所、福祉関係者等の関係機関が支援の概要を共有する書類のこと。また、証拠として公判に提出することがあります。

更生支援計画書とは

へ
ギクッ!

- 1、支援計画に「更生」とつくると何だかハードルが高くなる気がする。
「個別」支援計画と変わらないかも。
- 2、更生支援計画書のベースは、SWが作成します。
弁護士の赤ペン先生が司法分野寄りの言葉に直してくれることも。

流れ



内容



1 はじめに（作成の経過）

- (1) 以来の経緯
- (2) 支援チームの構成
- (3) 行った活動
 - (i) 本人、家族、関係者との面談日時回数
 - (ii) 収集した資料（簡易鑑定書等）

2 本人について

- (1) 本人
- (2) 障害程度・診断・心理検査
- (3) 成育歴
- (4) 事件時の生活環境
- (5) 現在の本人の状況
- (6) アセスメント結果

3 支援について

- (1) 支援方針
- (2) 具体的支援
- (3) 支援体制
- (4) まとめ

支援コーディネーター
添付資料

原島 久美子 氏

更生支援計画書

令和6年 11月 30日 作成

氏名 加藤木 啓充 ⑩
所属 啓充法律事務所
資格 弁護士

作成者
氏名 林 次郎 ⑩
所属 一般財団法人 資生会研究所附属 大島病院
医療相談室 室長
資格 精神保健福祉士

第1 はじめに（作成の経過）

1 依頼の経緯

原島 久美子氏（以下「本人」という）の国選弁護人に選任された担当弁護士が、「ぐんま・つなごうネット」の定例会において支援事案として事例を提出したことによる。

本人の事例を検討したつなごうネットでは、事案の内容、本人が精神科通院中であること、精神障害者手帳を取得していることを鑑み、チームによる具体的な支援が必要であると判断し、担当弁護士加藤木に加え、障害者の支援の経験があるという理由で、精神保健福祉士林次郎を更生支援コーディネーターとして派遣することを決めた。

2 支援チームの構成

更生支援コーディネーター：
担当弁護士 加藤木 啓充
精神保健福祉士 林 次郎

3 行った活動

令和〇〇年

- 〇月〇日 ぐんま・つなごうネットにおいて支援事案として検討。
- 〇月〇日 本人と特別面会。
- 〇月〇日 更生支援コーディネーターによるケース会議。
- 〇月〇日 〇〇市と障害福祉サービス申請の調整。
- 〇月〇日 相談支援事業所「〇〇」と障害福祉サービスの相談。
- 〇月〇日 〇〇病院に出所後の受診について相談。
- 〇月〇日 本人と特別面会。
- 〇月〇日 群馬県地域生活定着支援センターに特別調整の依頼。

(2) 参考とした資料

群馬県立精神医療センター 簡易鑑定書（R〇年〇月〇日）

(2) 参考とした資料 群馬県立精神医療センター 簡易鑑定書 (R〇年〇月〇日)

第2 本人について

1 本人	氏 名	原島 久美子	性 別	女
	生年月日 年 齢	昭和 〇年 〇月 〇日 不詳		
2 障害程度・診断	(1) 精神疾患について (2) 精神障害者手帳取得「2級」 (3) 知的障害について 簡易鑑定書によれば、軽度精神遅滞 (ICD10 : F70) と診断されている。 コース立法体知能検査 : IQ64。			
3 成育歴・生活歴	➤ 学歴 : 高卒 ➤ 職歴 : 職を転々としている ➤ 前科・前歴 : 暴行、窃盗 ➤ 家族との関係性 : 家族の年金で暮らしている。現在は単身生活。			
4 事件時の生活環境、 現在の本人の状況	➤ 病状 : 服薬のアドヒアランス不良等 ➤ 生活環境 : 孤立 ➤ 就労状況 : なし			
5 アセスメント結果	➤ 鑑定書に示されているのは福祉のサポートの有効性であり、次のような新しい生活環境と支援体制を提案するものである。生活をサポートする体制や環境要因を整えることが再犯防止に有効であると考えます。			

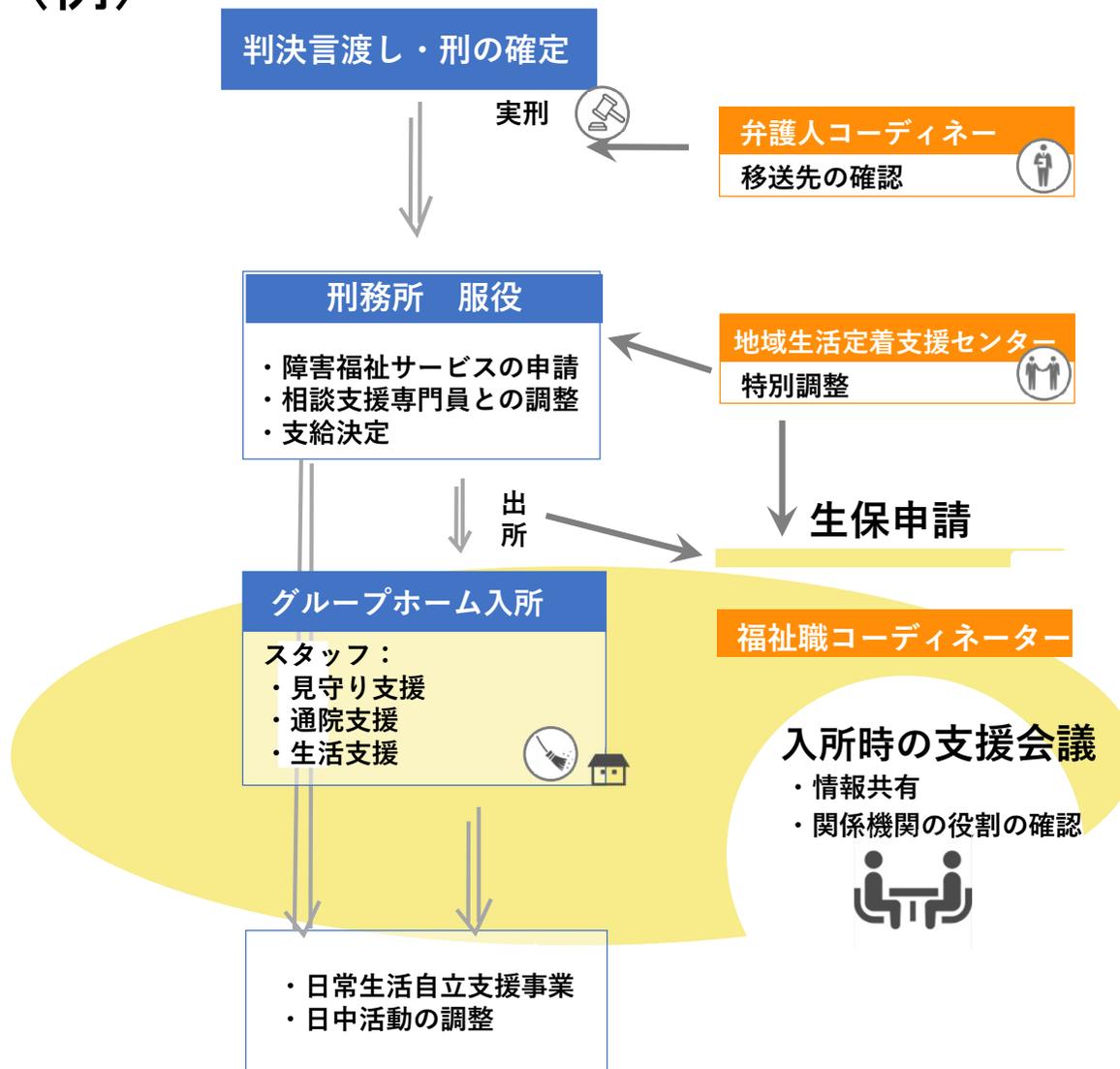
第3 今後の支援について

1 支援方針	➤ 具体的支援 例) 通院・金銭管理・施設での過ごし方など
2 支援目標	(1) 刑務所収容中(短期目標): ・更生支援コーディネーターが本人と手紙のやり取りを行い、移送先刑務所を確認する。 ・更生支援コーディネーターが群馬県地域生活定着支援センターと情報共有する。 ・出所する目途がついた段階で、群馬県地域生活定着支援センターの特別調整の支援を開始する。障害福祉サービスの調整等。 (2) 刑務所出所後(短期目標): ・生活保護再申請の調整、GH入所に向けての支援、ケース会議の開催 (3) GH入所後(中期～長期目標): ・精神科受診援助(自立支援医療の再申請)、日常生活自立支援事業の調整、日中活動の調整
3 支援体制	・弁護士 加藤木 啓充 ・精神保健福祉士 林 次郎 ・群馬県地域生活定着支援センター 所長 高津 努氏 ・NPO 法人「永尾」 代表理事 堀ノ上 史隆氏 ・相談支援事業所「小川」(R6年11月担当相談支援専門員 福永 晋太郎氏) ・就労継続B型事業所「ピアーズ森岡」(R6年11月 担当 野代 綾乃氏) ・社会福祉協議会 神久 真美恵氏
4 まとめ	本人は生活を改善する意思を明らかにしている。障害特性や環境要因により繰り返されてきた問題行動に対し、生活支援と共に本人が地域社会の中で安定して生活できるような体制、環境を整えることで更生が図れると考える。

添付資料:
 リーフレット:
 ・群馬県地域定着支援センター

参考資料
 ・ICD10 国際疾病分類 抜粋資料1部(統合失調症、気分障害、心因反応、適応障害、軽度精神遅滞)
 ・精神保健福祉法詳解 抜粋資料1部(第45条 精神障害者保健福祉手帳)

支援の流れ（例）



おわりに・・・

- 1、要支援者が犯した事件に関する刑事処分の回避・軽減を主たる目的としていません。
- 2、具体的支援においては、要支援者の主体的な意思を尊重することが大切です。

つまり…

つながりネットの具体的支援の目的は、環境調整により、要支援者の生活の質の向上が結果として再犯防止に寄与することです。

司法ソーシャルワーク委員会

ミニ講座

明日からできる証人尋問 かも？

R6.11.30

JUDICIAL
SOCIAL
WORK

証人尋問

証拠調べの方法の一つ



冒頭手続



証拠調べ手続



弁論手続



判決

検察官側の証人
弁護人側の証人

◀ つなごうネットはこっち

流れ

弁護人側の証人の場合

更生支援計画書は証拠（書証）として当日提出される



宣誓書の読み上げ



主尋問

弁護人から



反対尋問

検察官から



裁判官の尋問

再尋問
再反対尋問

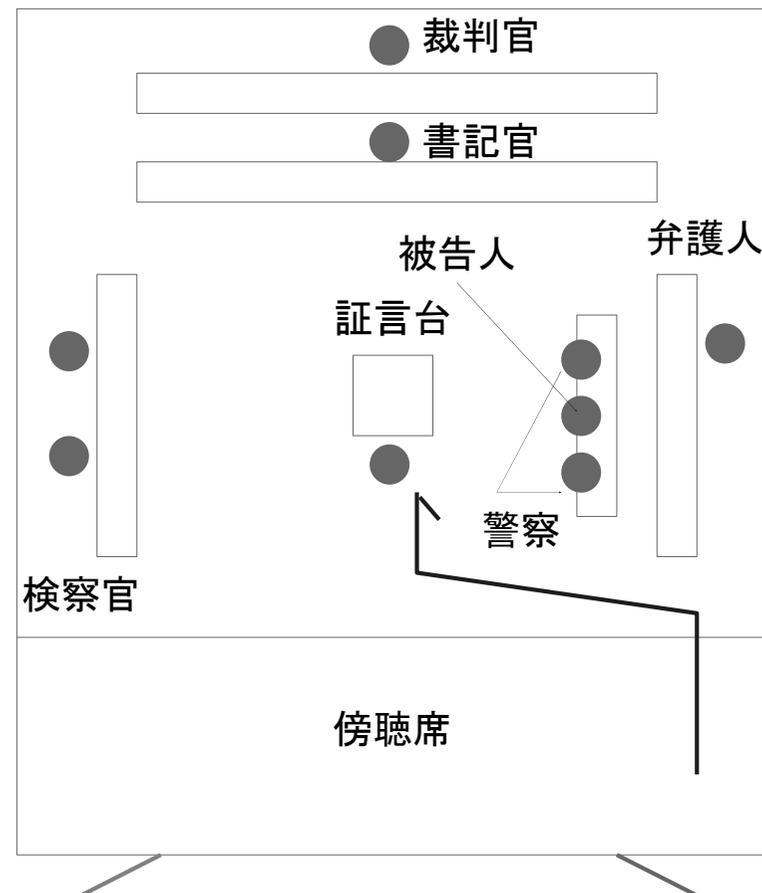
待機

証人待合室 or 傍聴席で待機

※先に他の証人がいる場合は証言を聴くことができない

宣誓書・証人出頭カードの記載

前橋地裁4号法廷イメージ





証人宣誓

裁判官から氏名等聞かれる

宣誓書を読み上げる

嘘をつくと偽証罪になる

せん せい
宣 誓

りょうしん したが しんじつ
良心に従って、真実を
の べ、なにごとにかく
述べ、何事も隠さず、
いつわ の
偽りを述べないことを
ちか
誓います。

しょうにん
証人 精神 福たろう

署名



主尋問

着座で、弁護士さんから一問一答式で質問、証言
事前に弁護士さんと話す内容を打ち合わせできる

※当日カンペ等を見ることはできない

更生支援計画書を作成の上、証言するので、スラスラいけるかも

→ わかりやすく説明 → 医療福祉に詳しくない人たちに対して

×専門用語 なるべく 「MR」「クオリティオブライフ」「ADL」

障害特性から、犯罪にどのような意味があったのか??



反対尋問

検察官から一問一答式で質問

事前に検察官と打ち合わせできない。質問を聞き返してもOK

反対尋問を受けて、再尋問、再反対尋問とつながることも

- 以下のような質問もあるかも

「あなたは医者じゃありませんよね」

「福祉サービスにのって再犯をおかさない可能性はありますか」

他、医療福祉に関することを率直に聞かれるかも、福祉のプロとして、証言しよう

例「グループホームとは」「ソーシャルワークとは」



裁判官の尋問

裁判官から一問一答式で質問

事前に裁判官と打ち合わせできない

→ この人たちに任せられるなあと思えるように
わかりやすく説明

×専門用語なるべく ウェルビーイング??

「証人は傍聴席にお戻りください」

司法ソーシャルワーク はじめのいっぽ

- プログラムⅡ 再犯防止対策に関する活動
 - ①面会 神久真美恵 榛名病院
 - ②更生支援提案書 福永晋太郎 ケン・クリニック
 - ③フリートーク 進行/長岡忍 前橋地方検察庁
- 司法ソーシャルワーク委員会では、検察庁から依頼を受け、社会福祉士等と連携し福祉の専門家として支援の必要性を検討、方向性を提案。ふたたび犯罪を犯すことなくその人らしい生活を送れるよう支援しています。

司法ソーシャルワーク委員会

≡ 講座

明日からできる面談（検察）

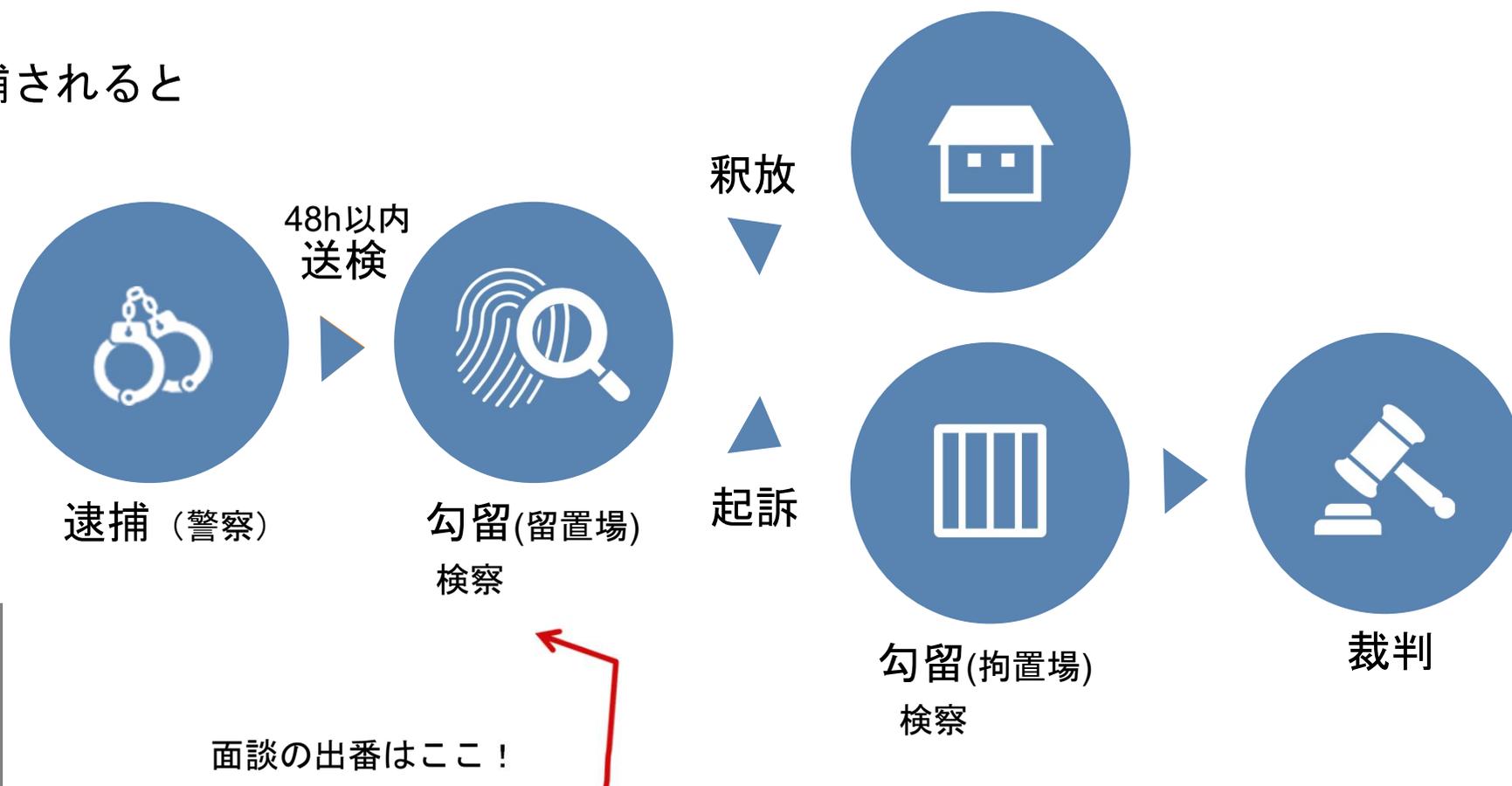
かも？

R6.11.30

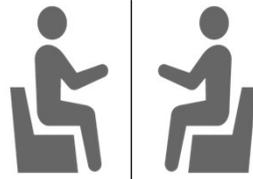
JUDICIAL
SOCIAL
WORK

刑事事件の流れ

逮捕されると



面談(検察)とは ①



刑事事件で逮捕された被疑者は、警察官による取り調べを受けた後、逮捕から48時間以内に検察庁に連れて行かれます。(検察官送致)

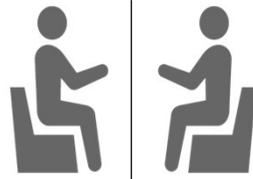
送致された被疑者は、担当の検察官から取り調べを受けることとなります。

その際、精神障害や知的障害が疑われる場合、

【社会福祉士及び精神保健福祉士との連携による再犯防止入口支援】という形で、担当の検察官等から依頼があり、面談を実施します。

(前橋地方検察庁〇〇支部から「依頼書」が届きます。)

面談(検察)とは ②



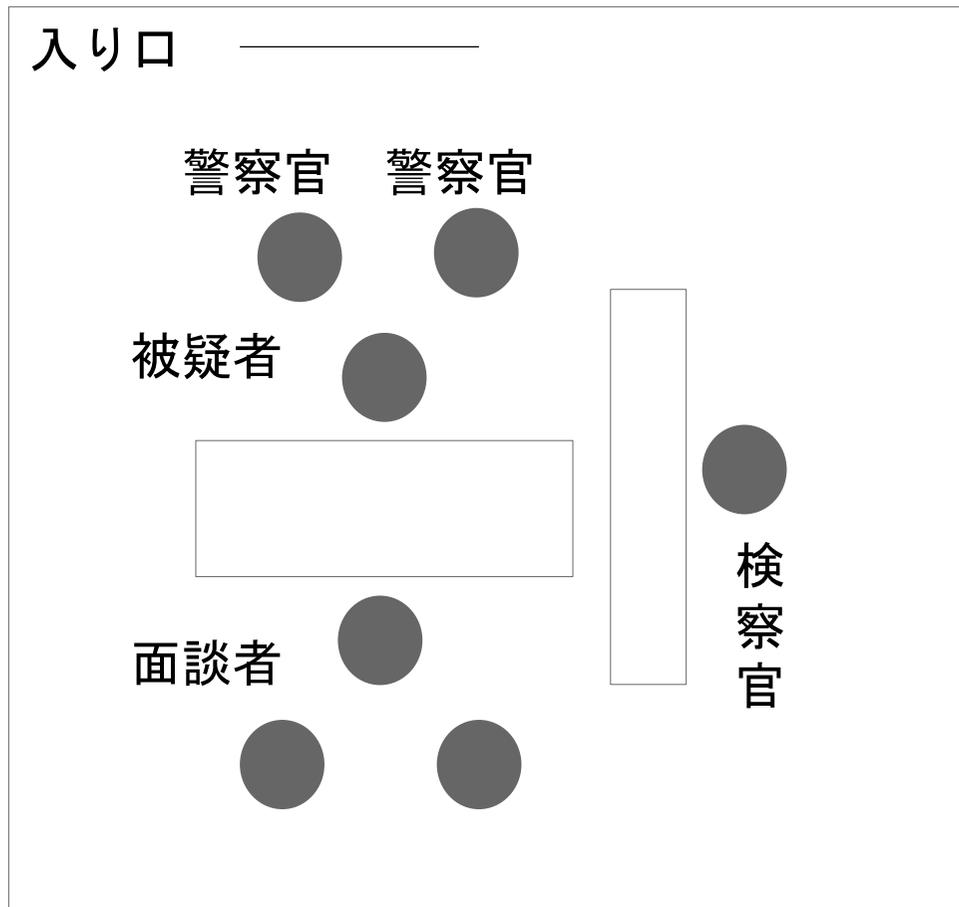
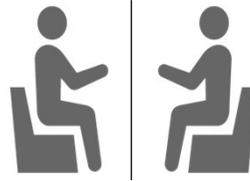
面談の場所 … 前橋地方検察庁、警察署など

面談者 … 精神保健福祉士、社会福祉士
定着支援センター職員など。
ケースにより、被疑者住まいの関係
支援機関(包括支援センター、社協
相談支援事業所等)も同席。

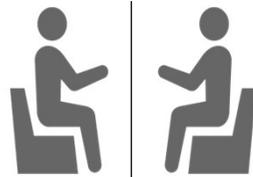
同席者 … 検察の社会復帰調整官、警察官(本人
の付き添い)

面談時間 … 1時間程度

面談(検察)とは ③



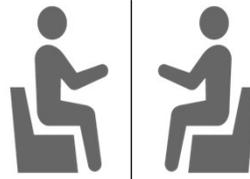
面談(検察)とは ④



面談の流れ

1. 被疑者が警察官に伴われ入室。警察官により、手錠を外され、椅子に被疑者が座る。
2. 面談者より自己紹介含めた挨拶を行い、どのような役割、支援を行うか分かりやすく説明。
3. 面談者より、本人へ社会復帰後にどのような生活を希望しているか尋ねたり、支援に必要なアセスメントが行えるよう、必要な情報を聴取(精神保健福祉士の場合、本人の精神面での困りごとや、エピソード等を聞きまながら生活歴等を聞いたり…)。

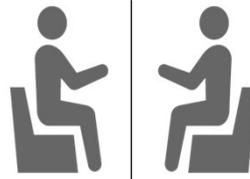
面談(検察)とは ⑤



面談の流れ(続き)

4. 面談者が2名以上のときは、交代でそれぞれ本人と面談を行う。
5. 各面談者より必要な面談ができたところで、検察官より今後の本人の予定を確認し、面談者側で今後本人へ行える支援等を伝えたり、確認する。
6. 面談終了後は、再び被疑者は警察官により手錠を装着され、警察官とともに面談室を退室。
7. 面談で話し合われた内容を、更正支援提案書等に記載し、検察側へ提出。

面談(検察)とは ⑥



面談補足

- 面談の前に、検察側より本事件で聴取された事件に関する書類の閲覧をさせてもらえるため、面談に備えて、どのようなことを尋ねるかなどの時間があったりするが、予定時間が少ないときは、ほとんど閲覧できないこともあり、普段の業務で行うインテーク面談のように型通りいかないことが、。

司法ソーシャルワーク委員会

ミニ講座

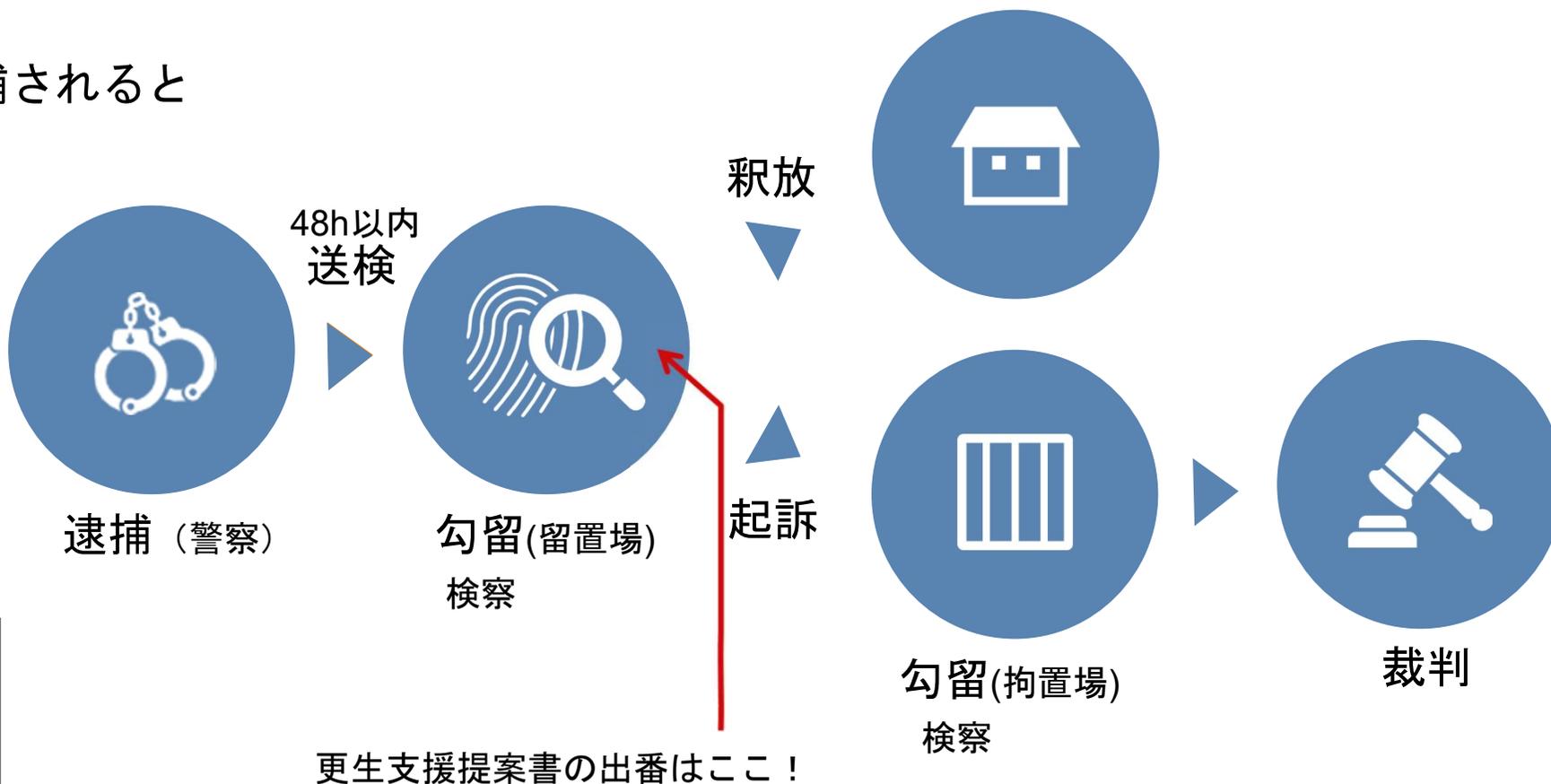
明日からできる更生支援提案書 かも？

R6.11.30

JUDICIAL
SOCIAL
WORK

刑事事件の流れ

逮捕されると



更生支援提案書とは ①

刑事事件で逮捕された被疑者は、警察官による取り調べを受けた後、逮捕から48時間以内に検察庁に連れて行かれます。（**検察官送致**）

送致された被疑者は、担当の検察官から取り調べを受けることとなります。

その際、精神障害や知的障害が疑われる場合、

【社会福祉士及び精神保健福祉士との連携による再犯防止入口支援】という形で、担当の検察官等から依頼があり、面談を実施します。

（前橋地方検察庁〇〇支部から「依頼書」が届きます。）



更生支援提案書とは ②

面談実施者・・・ 精神保健福祉士
社会福祉士
地域生活定着支援センター職員

(ケースによっては。。。)
市町村 社会福祉課 等
介護支援専門員
相談支援専門員 などなど



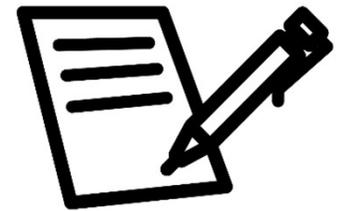
更生支援提案書とは ④

面談実施後、**更生支援提案書**を作成します。

面談で聴取した内容をもとに、

- ・疾患（障害）について
- ・就労について
- ・今後の生活について

上記3点をまとめ、検察官へ提出します。



その後、検察官が裁判所へ起訴するか、不起訴（釈放）とするか、判断することとなります。